

1. 向上活動支援交付金について

MEMO :

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

3. 計画の策定

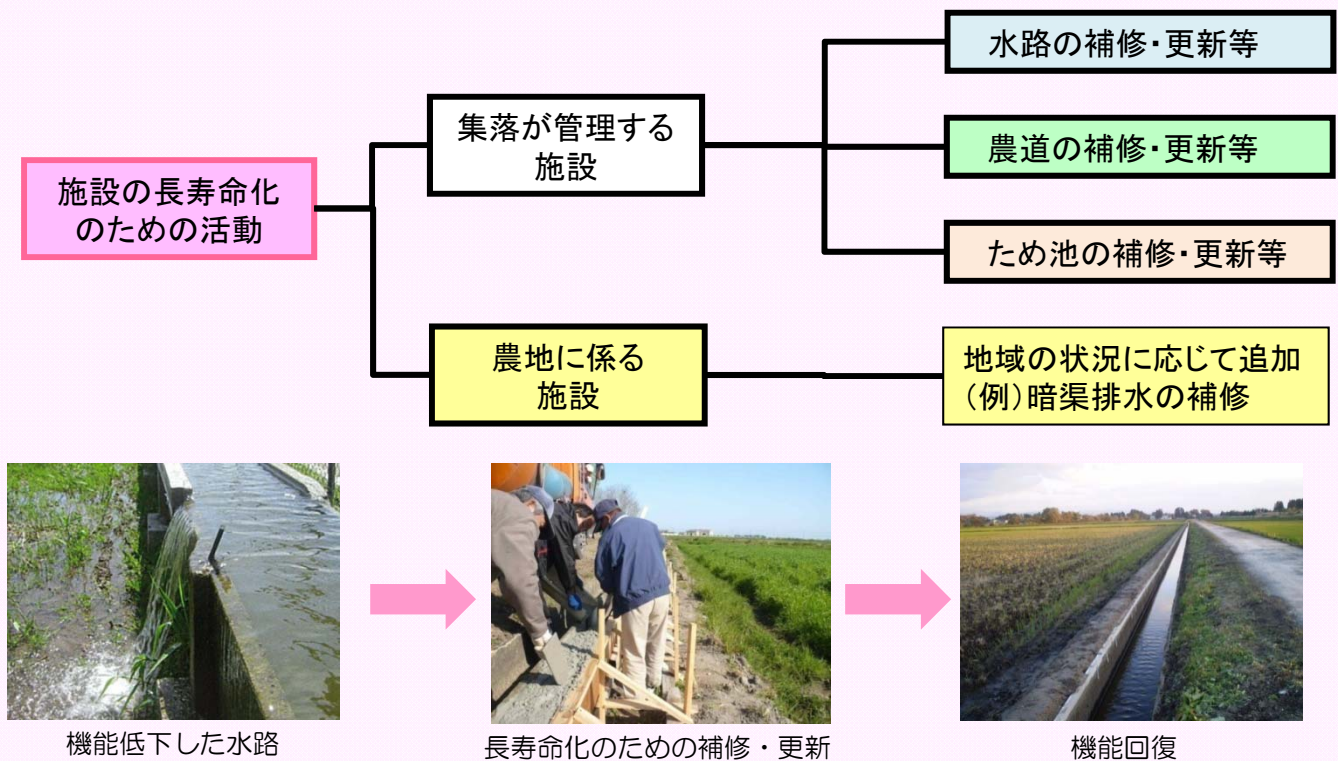
向上活動支援交付金により実施する向上活動の計画を策定します。

3-1. 計画の策定：施設の長寿命化のための活動

活動組織等が、施設の長寿命化のための活動計画を策定します。

（１）施設の長寿命化のための活動の構成・支援単価について

施設の長寿命化のための活動とは、破損や老朽化等より機能低下等を生じている農地周りの水路、農道、ため池などの施設の補修・更新等を行う活動のことです。



支援単価は以下の通りであり、交付対象農用地面積を乗じて算出します。
その額を上限として、必要額の交付申請が可能です。

【支援単価】（国と県、市町村の合計）

	都府県	北海道
田	4,400円/10a	3,400円/10a
畑	2,000円/10a	600円/10a
草地	400円/10a	400円/10a

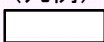
- ・ 畑は、普通畑及び樹園地。
- ・ 草地は、牧草地及び採草放牧地。

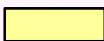
（２）対象活動（施設の長寿命化のための活動）

施設の長寿命化のための補修・更新等の活動の対象となる施設と活動項目は以下のとおりであり、地域で施設の状況等を検討した上で、必要な活動に取り組みます。

対象施設		活動項目	
		補修	更新等
水路		（水路本体） 水路の破損部分の補修 水路の老朽化部分の補修 水路側壁の嵩上げ U字フリューム等既設水路の再布設	（水路本体） 素堀り水路からコンクリート水路への更新 水路の更新（一路線全体）
		（付帯施設） 集水枡、分水枡の補修 ゲート、ポンプの補修 安全施設の補修	（付帯施設） ゲート、ポンプの更新 安全施設の設置
農道		（農道本体） 農道路肩、農道法面の補修 舗装の打換え（一部）	（農道本体） 未舗装農道を舗装（砂利、コンクリート、アスファルト）
		（付帯施設） 農道側溝の補修	（付帯施設） 側溝蓋の設置 土側溝をコンクリート側溝に更新
ため池		（ため池本体） 洗堀箇所の補修 漏水箇所の補修	（ため池本体）
		（付帯施設） 取水施設の補修 洪水吐の補修 安全施設の補修	（付帯施設） ゲート、バルブの更新 安全施設の設置
農地		（例） 暗渠排水の補修 給水栓の補修	（例） 暗渠排水の設置 給水栓の更新

（凡例）

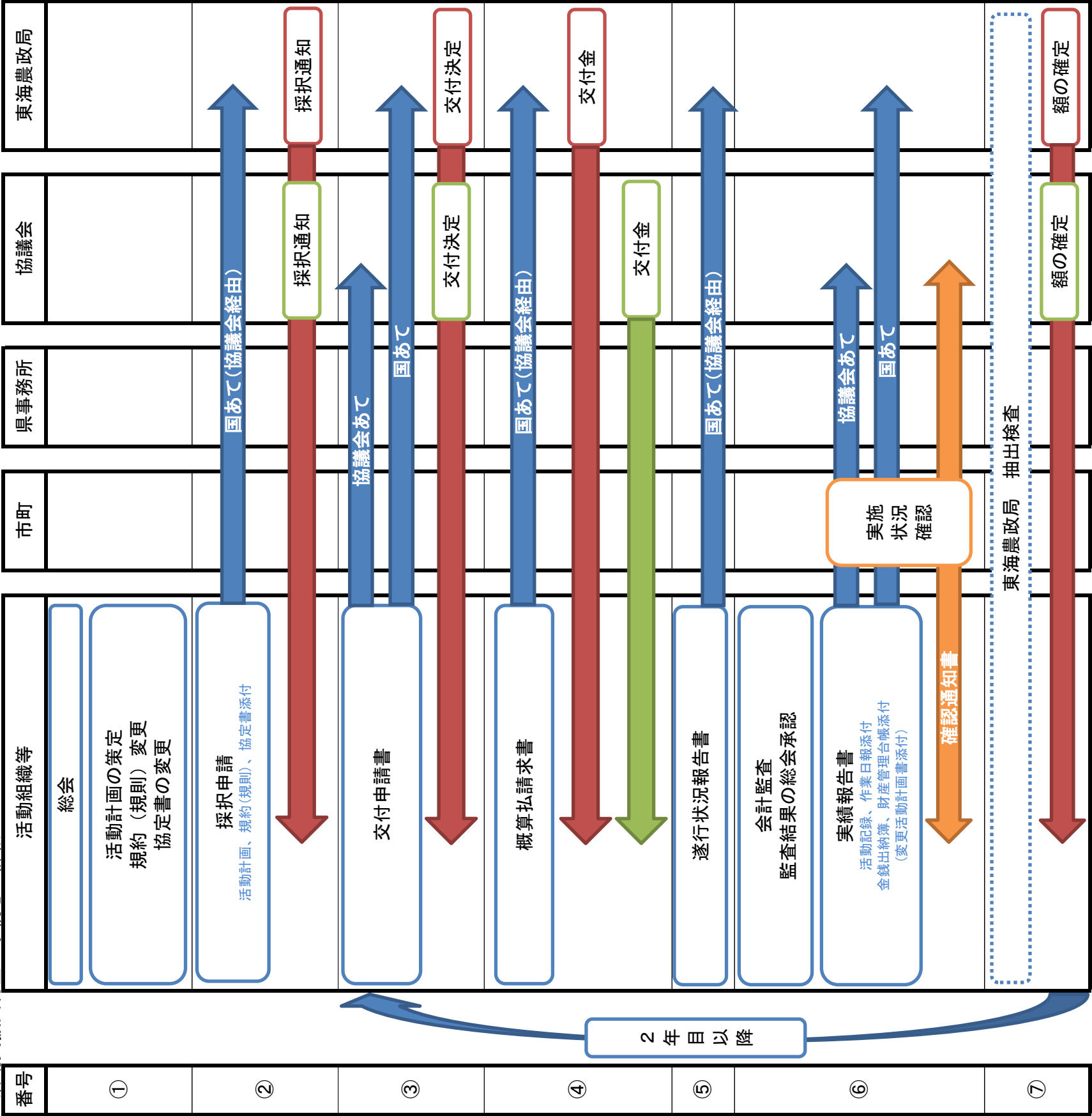
： 集落が管理する施設（水路、農道、ため池）及びそれらの施設を対象とする活動

： 農地に係る施設については、都道府県が地域の状況に応じた指針を策定することにより追加可能

その他、都道府県が地域の状況に応じた指針を策定することにより、活動項目を追加可能

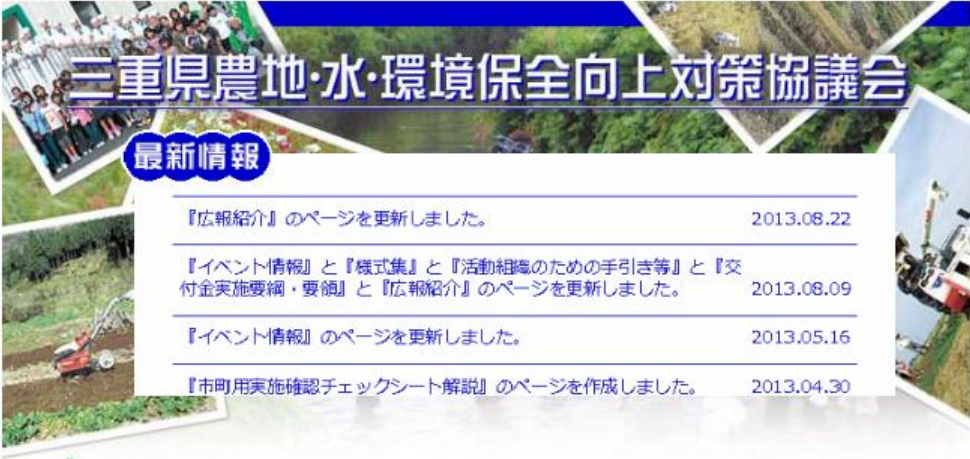
・各都道府県が策定する指針に基づいた活動項目としてください。
・指針にない活動項目は実施できませんので、注意して下さい。

区 分	対象施設		対象活動		
			分類	項目	項目の説明
項目の追加	集落が管理する施設	水路 (付帯施設)	補修	・空気弁・仕切弁等の補修	・パイプライン用各種バルブ及び保護柵等付帯施設の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと
				・貯水槽等の補修	・パイプライン用調圧水槽の壁面、水層内機器の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと
				・用排水機場の補修	・除塵機、各種計測等機器の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと
				・用排水機場遊水池の浚渫	・遊水池内に経年変化等で堆積した土砂、ゴミ等の浚渫・撤去による対策を行うこと
		ため池	補修	・空気弁・仕切弁の更新	・パイプライン用各種バルブ及び保護柵等付帯施設の破損箇所や老朽化した補修不可箇所の更新の対策を行うこと
				・スクリーンの更新	・水路本線、機場等のスクリーンの破損箇所や老朽化した補修不可箇所の更新及び除塵箇所への設置対策を行うこと
				・ため池の浚渫	・ため池内に経年等により堆積した土砂等から、貯水能力が著しく低下している場合や、取水施設等へ影響を及ぼす場合、池干しを行いながら、浚渫により対策を行うこと
				・暗渠排水(湧水処理含む)の補修	・暗渠排水管及び被覆材が破損、老朽化している場合、その状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと
	農地に係る施設	用排水施設	補修	・一筆用排水施設の補修	・一筆用排水管、給水バルブ、角落とし柵等施設が、破損、老朽化している場合、その状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと
				・集水渠(オープン)の補修	・農地保全に影響を及ぼすような集水渠の破損、老朽化している場合、その状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと
			更新等	・暗渠排水(湧水処理含む)の更新	・暗渠排水管及び被覆材が破損、老朽化した補修不可箇所の更新の対策を行うこと
				・一筆用排水施設の更新	・一筆用排水管、給水バルブ、角落とし柵等施設が、破損、老朽化した補修不可箇所の更新の対策を行うこと
				・集水渠(オープン)の更新	・農地保全に影響を及ぼすような集水渠の破損、老朽化した補修不可箇所の更新の対策を行うこと



提出期限(国)	備考
6月30日まで	【共同活動支援交付金の変更の届出】 規約（規則）、協定書が変更となるため、共同活動支援交付金の変更の届出が必要となります。
【採択年度】 採択決定後45日以内 【翌年度以降】 5月31日まで	【交付決定前着手届】 交付決定以前に活動に着手する場合は、交付申請書提出時に「交付決定前着手届」を提出する。
	【概算払請求額】 ・12月31日の出来高予定分（残額は1月以降請求可能） ・交付金(国費)100万円未満は全額
1月31日まで	交付金(国費)100万円以上の活動組織は提出
5月31日まで	【採択内容の変更】 採択内容に変更が生じた場合は、「変更承認申請」または「変更の届出」が必要になります。

- 【注意】
- ◇ 交付決定以前に交付金を利用することはできません。（交付決定前着手届を提出した場合は除く）
 - ◇ 交付金の残金を翌年度に繰り越すことは出来ません。各年度の残金は毎年返還となります。



三重県農地・水・環境保全向上対策協議会

最新情報

『広報紹介』のページを更新しました。	2013.08.22
『イベント情報』と『様式集』と『活動組織のための手引き等』と『交付金実施要綱・要領』と『広報紹介』のページを更新しました。	2013.08.09
『イベント情報』のページを更新しました。	2013.05.16
『市町用実施確認チェックシート解説』のページを作成しました。	2013.04.30

三重県農地・水・環境保全向上対策協議会

- 活動組織一覧
- 新たな農地・水保全管理支払交付金
- イベント情報
- 三重県農地・水・環境保全向上対策協議会の広報紹介 NEW
- 活動事例
- 農地・水保全管理支払交付金様式集
- 活動組織のための手引き等
- 農地周りの水路・農道等の長寿命化の手引き 
- 簡易な水路補修の手引き
- 農地・水保全管理支払交付金実施要綱・要領
- 三重県農地・水・環境保全向上対策協議会規約等
- 市町用実施確認チェックシート解説
- 農地・水・環境保全向上対策相談窓口の案内 
- リンク集

農地・水・環境保全向上対策に必要なマニュアル・様式は、協議会のホームページで！

三重県農地水

検索

PDFファイルをご覧になるにはAcrobat Readerが必要です。
お持ちでない方はAdobe社のホームページから無料で取得できます。

[| 戻る |](#) [| 水土里ネットみえホーム |](#)

平成24年度向上活動支援交付金に係る指摘事項（東海農政局）

1. 現地確認

◇実績報告書事業量と現地事業量が異なる

例) 水路の更新

実績報告書…L=300m 現地…L=301m

◇活動計画書と活動が異なる

例) 活動計画書…水路の更新

活動…水路の更新、ゲートの更新

2. 会計経理

◇金銭出納簿・活動記録・領収書が整合しない

例1) 金銭出納簿…8月20日の日当の支出あり

活動記録・作業日報…8月20日の記載なし

例2) 金銭出納簿…資材購入日 8月20日

領収書…資材購入日 8月18日

◇対象農用地面積（協定農用地面積）の間違い

例1) 農地転用により対象農用地面積が減となっているが、変更されていない

例2) 対象農用地面積に農振農用地以外が含まれている

例3) 共同活動の面積変更を行ったが、向上活動の面積変更を行っていない

◇領収書の不備

例1) 領収書の宛先が『空欄』

例2) 領収書の宛先が『〇〇水利組合』など、活動組織名でない

例3) 内訳が記載されていない

例4) 日当の受領印がない

例4) 区の代表者がまとめて受領している

◇財産管理台帳の不備

例) 更新された水路の財産管理台帳が作成されていない

◇提出様式の間違い

例1) 古い様式を使用している

例2) 様式番号が間違っている

例3) 独自の様式を使用している

◇合意形成・報告の不備

例1) 総会の開催時期が遅い

例2) 自治会の総会の中で農地水の総会が行われている

例3) 総会の資料、議事録がない

3. その他

◇役員の引継不足

例 1) 役員改正により、前年度の活動内容等が把握されていない

例 2) 役員改正により、書類・備品が不明となっている

◇機能診断・点検の不備

例 1) 機能診断の実施なしで施工を行っている

例 2) 機能診断を実施しているが、記録や写真がない

◇実績報告書などの提出の遅延

例 1) 実績報告書が提出期限までに提出されない

→全額返還あり

例 2) 国からの修正指示に対し、対応が遅い

→翌年度の交付決定が遅れる。全額返還あり

※特に向上活動に取り組む場合は、メールやFAXでやりとりが出来る
ことが望ましい